

後期高齢者医療制度の運営体制について

1 地方自治法に定める広域連合

広域連合とは、地方自治法に定める特別地方公共団体で、都道府県、市町村、特別区が設置することができ、これらの関係する事務のうち、広域で処理することが適当であると認められるものに関して設立されるものである。

広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、総合的かつ計画的に広域行政を推進する。

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抜粋）

第 1 条の 3 （略）

2 （略）

3 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

第 284 条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2 （略）

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4 （略）

2 後期高齢者医療広域連合

高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、市町村は、後期高齢者医療に関する事務を処理するため、都道府県ごとに、その都道府県の全ての市町村が加入する広域連合を設立するものとされている。

広域連合と市町村は後期高齢者医療に関する事務をそれぞれ分担して行う。

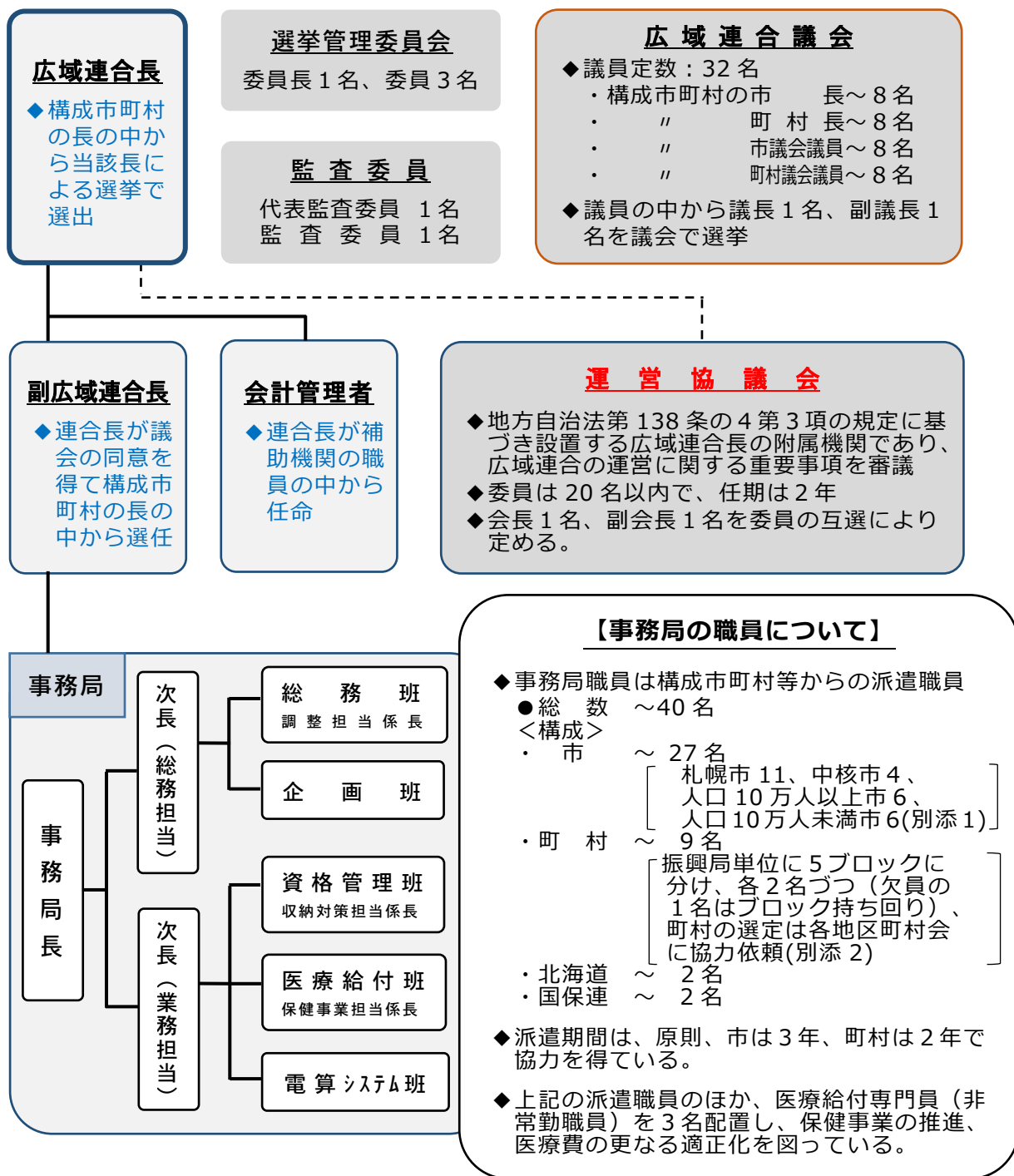
広域連合	保険料の決定、医療給付等の事務を処理
市町村	資格の取得・喪失や給付申請などの窓口業務、保険料の徴収

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）（抜粋）

第 48 条 市町村は、後期高齢者医療の事務（保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。）を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）を設けるものとする。

3 北海道後期高齢者医療広域連合

(1) 組織



(2) 予算

- ア 一般会計：広域連合の運営に係る人件費、事務費等
- イ 後期高齢者医療会計：後期高齢者に係る医療費（全体の 99.3%）等
- ウ 平成 29 年度予算額

	予算額	前年度比
一般会計	16 億 7,729 万円	+ 1 億 8,363 万円
後期高齢者医療会計	8,349 億 2,097 万円	+ 185 億 1,382 万円

別 添

1 人口 10 万人未満の都市の派遣順 (H32 以降も同ローテーション)

市	H28	H29	H30	H31	H32
千歳市					
室蘭市					
岩見沢市					
恵庭市					
北広島市					
石狩市					
登別市					
北斗市					
滝川市					
網走市					
稚内市					
伊達市					
名寄市					
根室市					
美唄市					
紋別市					
富良野市					
留萌市					
深川市					
士別市					
砂川市					
芦別市					
赤平市					
夕張市					
三笠市					
歌志内市					

(注)網掛けは派遣団体

2 町村派遣順

ブロック (町村数)	H28	H29	H30	H31	H32
渡島・檜山 (16)	欠	松前町	松前町		
	せたな町	奥尻町	奥尻町		
石狩・空知 後志 (35)	新十津川町	新十津川町			【欠】
	倶知安町	倶知安町			
上川・留萌 宗谷 (35)	下川町	礼文町	礼文町	【欠】	
	増毛町	増毛町			
ホップ・胆振 日高 (29)	安平町	安平町	【欠】		
	新冠町	新冠町			
十勝・釧路 根室 (29)	清水町	更別村	更別村		
	羅臼町	【欠】			

(注)網掛けは派遣団体